



税金は99%以上の人が

納めてています

税金は、教育や福祉、インフラ整備など行政サービスの大切な財源です。納税者の皆さんは延滞金の発生や財産の差し押さえになる前に、必ず納期限までに納めましょう。

問 債権管理課債権管理係 ☎ 0263-520628

税金は99%以上が期限内に納付されています

納税は国民の義務であり、納期限内の自主納付が原則です。納められた税金は、市民の皆さんが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。令和4年度の現年度分の市税収納率は、99・51%となっており、日頃から納税にご理解をいただき感謝申し上げます。本市では、納期限までに納税されている皆さんとの公平性を保つため、滞納者に対しては差し

押さえを行うなど厳正な対応をしています。今後も、滞納処分を強化して滞納額を縮減していきます。

納税相談はお早めに

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない事情で納期限までに税金を納めることができない場合や、一度に納めることが難しい場合は、分割して納付することができま

す。このようなときは、納付方法や納付計画について市役所1階債権管理課にご相談ください。

特殊詐欺に注意してください

市役所職員が電話で、コンビニエンスストアなどのATM操作を指示することはありません。また、**市職員が自宅を訪問して現金を徴収することはありません。**



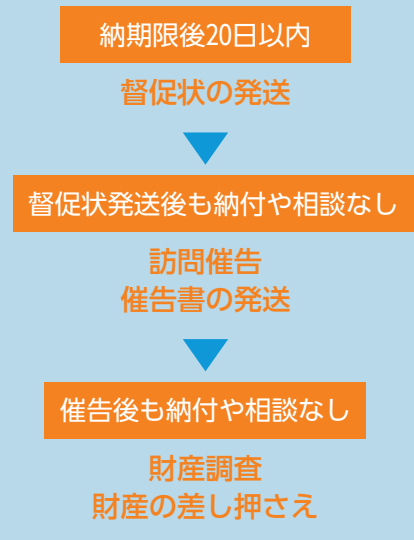
納税についてのQ & A

Q 税金を滞納するとどうなるの？

A 納期限までに納付が無い場合には督促状を送付します。督促状発送後も納付が無い場合には、訪問催告や催告書の送付をしています。

それでも納付のない人には、納期限までに納税されている皆さんとの公平性を保つため、法律に基づき財産調査を行い、財産を差し押さえることとなります。このことを滞納処分といいます。

借入金や住宅ローンの返済などを優先して納税しない場合にも対象となりますのでご注意ください。



選べる納付方法

令和5年4月から、市税の納付書にQRコード（eL-QR）が印刷されるようになりました。

納付書のeL-QRを利用して、パソコンやスマートフォンからさまざまな方法で納付ができます。

パソコン・スマートフォンでの納付

地方税共同機構の「地方税お支払サイト」から、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（登録口座からの振替納付）などで納付できます。

スマートフォン決済アプリでの納付

塩尻市取り扱いスマートフォン決済アプリに加え、eL-QR対応のスマートフォン決済アプリでも納付できます。直接スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ってください。

金融機関での納付

塩尻市指定金融機関に加え、全国のeL-QR対応金融機関で納付できます。

※利用できる金融機関の詳細は、下のコード（eLTAXホームページ）をご覧ください。

コンビニエンスストアでの納付

納税通知書または納付書裏面に記載のコンビニエンスストア全国各店舗で納付できます。

便利な口座振替

口座振替は一度の手続きで納期限日に指定の預貯金口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れもなく便利です。口座振替をご希望の場合は、市役所1階債権管理課、市内各支所、市内の金融機関窓口にある「市税等口座振替依頼書」（郵送も可能）を、下記の取扱金融機関に提出してください。

口座振替ができる金融機関

八十二銀行	洗馬農業協同組合
長野銀行	木曾農業協同組合
松本信用金庫	アルプス中央信用金庫
長野県信用組合	みずほ銀行
長野県労働金庫	りそな銀行
ゆうちょ銀行・郵便局	三井住友銀行
松本ハイランド農業協同組合	

※申し込みから1カ月程度で振り替えが可能となります。

※各納付方法の詳細は、下のコード（市ホームページ）をご覧ください。



▲eLTAX
ホームページ



▲市ホームページ

簡単3ステップ

地方税お支払サイトでお支払い

ステップ
1

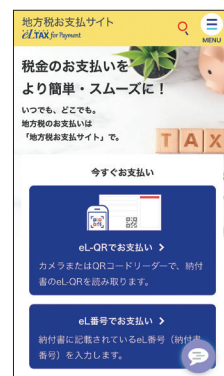
右のQRコードを読み取り、
地方税お支払サイトを開く



▲地方税お支払
サイト

ステップ
2

「eL-QRでお支払い」を選択し、
納付書のeL-QRを読み取る



ステップ
3

地方税お支払サイトの案内に
従って利用したい納付方法*を
選んで納付する

※お支払方法によっては、手数料が発生する場合や、eLTAXの利用者ID登録が必要な場合があります。詳細は「地方税お支払サイト」をご覧ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

A 税金の滞納者に対して行う財産調査に本人の同意は必要ありません。また、財産の差し押さえについても同様で、事前の連絡も行っていないません。督促状の発送から10日を経過しても完納されない場合は差し押さえる対象となります。

差し押さえる対象となる財産は、預貯金、給与、生命保険契約、事業をしている場合の売掛金、不動産、自動車などがあります。

税金を滞納すると、取引先や勤務先からの信用を失うなど不利益が生じることもありまので、必ず納期限までに納付をしましょう。

Q 財産調査や差し押さえは本人の同意なしにできるの？